

2 前項の申請手数料及び割当料は、これを一般会計の所属とする。

3 第一項の申請手数料及び割当料の金額は、次に定めるところによる。

一 申請手数料 物資の割当の申請をする場合において、割当申請書を用いた場合の割当手数料及び割当料の金額は、件につき五十円を超えない金額の範囲内で命令で定めるところによる。

二 割当料 物資の割当を受けた者が当該物資を譲り受ける場合において、割当に係る物資の價格の統制額（譲受價格が統制額よりも低い場合又は統制額のない場合には譲受價格）に割当数量（割当数量の一部の數量に相当する物資を譲り受ける場合においてはその数量）を乘じて得た額の百分の一に相当する金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）。

4 第一項の申請手数料及び割当料は、割当申請書又は割当規則に基いて発行される割当証明書その他の割当に關する公文書（以下割当公文書といふ。）に收入印紙をはつて納めなければならない。

（消印義務）
第二條 物資の割当を受けた者に対する物資を譲り渡す者は、前條第四項の規定により割当公文書にはられた收入印紙が割当料の金額に相当することを確認して、これに消印を押さなければならぬ。
（割当申請書の不受理）
第三條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより申請手数料を徴収する場合において、割当の申請をする者が同條第四項の規定にかかわらず收入印紙をは

らない割当申請書を行政機関に提出したときは、当該行政機関は、これを受理しない。

（割当公文書の無効）

第四條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより割当料を徴収する場合において、割当を受ける者が同條第四項の規定にかかわらず割当公文書に收入印紙をはらなかつたときは、当該割当公文書は、これを無効とする。

2 物資を譲り渡す者が、物資の割当を受けた者に対し割当に係る物資を譲り受けた場合において第二條の規定にかかわらず割当公文書にはられた收入印紙に消印を押さなかつたときは、当該割当公文書は、その後の取引においては、これを無効とする。

（罰則）
第五條 前條第一項の場合において、当該命令に違反して割当料を納めた者は、これを一万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、納付しなかつた割当料の金額は、直ちに、國稅に處する。

（徵收法明治三十年法律第二十一号）
徵收法明治三十年法律第二十一号

の例によりこれを徵收する。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

（受益者の納付義務）
第六條 第二條の規定に違反した者は、割当公文書一通ごとに、これを五百円以下の罰金に処する。

第七條 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の義務に關して前二條の違反行為をしたときは、大藏大臣の引渡し

らない割当申請書を行政機関に提出したときは、当該行政機関は、これを受理しない。

（連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡し施行する。）

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡し施行する。

2 前項の規定による納付金は、金資本の運用として保有する貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡さなければならないときは、金資本特別会計法（昭和十二年法律第六十一号）の規定により金資金の運用として保有する貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡すことができる。

3 第一項の規定による納付金は、國稅に次ぐものとする。

（納付金の算出方法）
第五條 前條第一項の規定による納付金は、國稅に次ぐものとする。

2 前項の規定による納付金は、國稅に次ぐものとする。

（受益者の納付義務）
第六條 この法律は、公布の日からこれを施行する。

（附則）
第七條 昭和二十年勅令五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國占領軍に對しての管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡しをなすに關する件（昭和二十三年大藏省令第二十一号。以下旧令といふ。）は、これを廃止する。

2 この法律施行前に於て、大藏大臣が旧令第一号の規定に基いてなしたものとみなす。

（受益者との關係の整理）
第八條 受益者が、第二條第一項の規定による納付金の全部又は一部を國庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による納付金は、大藏大臣が第一條の規定により連合國占領軍に引き渡した貴金属の地金の全部又は一部は、その納付した金額の割合に應用として保有する貴金属の地金が賣却された場合の例による。

3 大藏大臣は、前條の規定により貴金属の地金を引き渡したときは、その引き渡した貴金属の地金の種類、数量その他必要な事項を受益者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により受益者が國庫に納付する場合における納定期限は、大藏大臣が前項の通知を發した日から三十日とする。但し、当該期限内に納付することを困難とする特別の事由があるときは、大藏大臣は、受益者の申請により、その納付を困難に納付することを困難とする特別の事由があるときは、大藏大臣は、受益者の申請により、その納付を困難とする。

2 前項の場合において、権利義務を承継する者が二以上あるときは、その承継する者は、連帶して第二條第一項の規定による納付の責に任ずるものとする。

（受益者の承継に対する措置）
第五條 第一條の規定により大藏大臣が貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡すまでに、受益者が死亡し、又は解散により消滅した場合においては、前三條の規定の適用について占領軍に引き渡したものとみなす。

2 前項の場合において、権利義務を承継する者が二以上あるときは、その承継する者は、連帶して第二條第一項の規定による納付の責に任ずるものとする。

（附則）
第六條 この法律は、公布の日からこれを施行する。

（附則）
第七條 昭和二十年勅令五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國占領軍に對しての管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡しをなすに關する件（昭和二十三年大藏省令第二十一号。以下旧令といふ。）は、これを廃止する。

2 この法律施行前に於て、大藏大臣が旧令第一号の規定に基いてなしたものとみなす。

（受益者との關係の整理）
第八條 受益者が、第二條第一項の規定による納付金の全部又は一部を國庫に納付しなければならない。

2 前項の規定は、大藏大臣が旧令

第一号の規定に基いて貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡した場合に

おいて、受益者がその引渡しがあったた後この法律施行までの間ににおいて死亡し、又は解散により消滅したときに、これを適用する。

4 第二條から第五條まで及び前項の規定は、この法律施行前ににおいて、

大蔵大臣が、旧令第二号の規定に基いて、金銀又は白金等の取引等の取締に関する命令（昭和二十年勅令第五百七十七号）による大蔵大臣の使用の許可があつたときに、貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡した場合に、これを準用する。但し、この場合において、第三條中「貴金属等の解除を受けた者」とあるのは、「貴金属の地金又は合金の使用の許可を受けた者」と、第三條中「当該解除の日における統制價格」とあるのは、「当該許可の日における統制價格」と読み替えるものとする。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

金融機関再建整備法の一部を改訂する法律案

金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の三に次の一項を加え
る。

第二十五條第一項第三号の規定により資本の減少を行わなければならぬ金融機関は、前項の規定により資本の減少がその効力を生ずる日から、本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所の所在地において百二十日以内に資本減少の登記をなせば足りるものとする。

第三十三條 第二十四條第一項の規定

により確定損の整理負担額を計算するもなお確定損の残額があるときは、その残額は、政府において、これが補償する。

政府は、前項の補償債務の決済を、國債証券の交付により行うこと

ができる。

前項の規定により決済のため交付する國債証券の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一 交付價格	額面百圓につき百円
二 債還期限	五年
三 利率	年四分五厘

政府は、第一項の補償債務の決済のため必要な金額を限り、公債を発行することができる。

第二項の規定による決済は、金融機関の新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日において、これを行

内に、又、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間以内に「本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所の所在地において百二十日以内に」に改める。

第三十七條 第二十五條第三項若しくは第四項又は前條第三項若しくは第三項の規定によりその整理債務又は指定債務の債権の全部又は一部が消滅した金融機関は、新勘定及び旧勘定の区分の消滅後、調整勘定を設

立する。

一 前号によるもなお利益金の残額

があるときは、左の各号の順序に

より、確定損を負担して消滅した

債権者（相続人その他

の一般承継人を含む）に、その確

定損の整理負担額の限度において、これを分配する。

二 新勘定及び旧勘定の区分の消滅する際における最終処理引当金の残額

一 前号に属した資産及び負

債について生じた利益金（資産の増加及び处分益、運用益その他

の利益金をいう。）の金額

務大臣の認可を受けて、左の各号の順序により、これを処分するものとする。

一 第三十三條第一項の規定による

政府の補償があつたときは、その額（金融機関の新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日から納付する日までの期間に應じ年四分五厘の割合を乗じて得た金額を加算する。）まで、これを政府に納付す

る。

一 前号によるもなお利益金の残額

があるときは、左の各号の順序に

より、確定損を負担して消滅した

債権者（相続人その他

の一般承継人を含む）に、その確

定損の整理負担額の限度において、これを分配する。

二 財産税、戦時補償特別税及び

非戦災者家屋稅以外の租稅の徵

收等により國又は地方公共團體の取得した預金等に関する債務の債権者

の債権者

口 戰時補償特別税に関する他の金

融機関からの求償に應じて履行

をなすべき債務の債権者

ハ 一万五千円以下の退職金その他の臨時給與の債務の債権者

の債権者

ある整理債務の債権者に、第三号の順序により、金融機関の新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日から本号の規定による分配の翌日から本号の規定による分配の順序により、確定損の整理負担額を計算するものとし、その残額は、政府において、これ

は、その残額は、政府において、これ

金融機関再整備法施行規則
(昭和二十一年大蔵、農林、商工省
令第一号)第六十四條第二項の規定により金融機関に無記名式の債券を提出した者は、第一項第三号の規定の適用については、これを当該債券に係る権利につき確定損を負担した債権者とみなす。

六十四條第二項の規定により金融機関に無記名式の債券を提出しなければならない者が、同項の提出期限を経過した後第三十七條の三の規定による調整勘定の閉鎖の日までに、当該債券を当該金融機関に提出したときは、当該債券を提出した者は、同條の規定による利益の残額があるときに限り、その残額の範囲内において、その確定損の整理負担額に應じ均等の割合で、且つ、その確定損の整理負担額の限度において、その残額の分配を受けることができる。

第三項の規定は、前項の場合に、これと準用する。

第三十七條の三 金融機関は、前に旧勘定に属した資産及び負債の整理が完了したとき又は前條の規定により調整勘定の利益金を確定損を負担した整理債務の債権者にその整理負担額の全額まで分配したときは、主務大臣の認可を受け、その認可に当り主務大臣の指定する日において、調整勘定を閉鎖しなければならない。

第三十七條の六 第三十七條の規定により調整勘定閉鎖の際、調整勘定に利益金の残額がある場合において、当該金融機関に商法第二百八十八條第一項の準備金(その他の法令によるこれに准ずる準備金を含む。以下法

定準備金といふ。)があるときは、当該利益金の残額は、法定準備金に併せられ、又、法定準備金がないときは、当該利益金の残額がそのまま法定準備金となるものとする。

第三十七條の四 金融機関は、新勘定及び旧勘定の区分の消滅後、前條の規定により調整勘定を閉鎖するときまでの間ににおいて、前に旧勘定に属した資産(その資産が債権である場合においてその代物弁済として交付を受けたものを含む。以下第三十七條の五において同じ。)を処分しようとするときは、予め、第三十七條の六の規定による債権者審査の同意を得、且つ、主務大臣の許可を受けなければならぬ。但し、貸付金その他の債権を回収する場合(担保の解除又は和解を伴うことに因り第三十七條第一項第二号乃至第五号の規定による債権者の利益を害する場合を除く。)については、この限りでない。

第三十七條の五 金融機関は、第三十七條の三の規定により調整勘定を閉鎖するまでの間は、前に旧勘定に属した資産について、それを他の債権者審査の同意を得て、金融機関の理事機関は、審査人がその就職の後当該金融機関から債務を負担するに至ったとき又は当該金融機関の役員、職員その他の従業者は、何等の名義によつても、前二項の禁止を免れる行為をしてはならない。

第三十七條の六 前七條の規定は、第二十五條第三項若しくは第四項又は二項に規定する算書該当者を除く。)のうちで確定損負担額の最も多額な者から順次に、当該金融機関の理事機関がこれを選任し、その任期は、一年とする。

第三十七條の八 前七條の規定は、第二十五條第三項若しくは第四項又は二項に規定する算書該當者を除く。)のうちで確定損負担額の最も多額な者から順次に、当該金融機関からその事業の全部の譲渡又は保険契約の全部の移轉を受けた金融機関に、これを規定によりその債権の全部又は一部が消滅した譲渡金融機関からその事業の全部の譲渡又は保険契約の全部の移轉を受けた金融機関に、これを規定によりその債権の全部又は一部をなす。

第三十七條の九 第三十七條の二(前條の規定により運用する場合を含む。以下第三十七條の十及び第六十三条第九号において同じ。)の規定により調整勘定の利益金の分配を受けた金融機関をいう。

第三十七條の十 金融機関は、金融機関の理事機関は、前主項の規定により審査人を選任し又は解任したときは、遅滞なく、その者の氏名又は名称及び住所並びに整理債務の金額を、主務大臣に届出でなければならない。

第三十七條の十一 第三十七條の二(前條の規定により運用する場合を含む。以下第三十七條の十及び第六十三条第九号において同じ。)の規定により調整勘定の利益金の分配を受けた金融機関の役員、職員その他の従業者は、左の各号の順序により、これを処分しなければならない。

第三十七條の十二 前項の規定により、特別準備金を供することができない。

第三十七條の十三 保険業法第六十三条の規定によれば、当該相互会社は、左の各号の順序により、これを処分するもなお残額がある場合においては、保険業法第六十六条の定めによるところによる。

第三十七條の十四 第六十三條第八号及び第九号を次のように改める。

八 第三十七条(第三十七条の八)

規定により準用する場合を含む)、
の規定による処理を怠り又は同條に
違反してその經理をなしたとき

九 第三十七条の二の規定する利益
金の処分を怠り又は同條の規定に
違反してその処分をなしたとき

十 第三十七条の四、第三十七条の
八の規定により準用する場合を含
む)の規定に違反して資産を処分
したとき

十一 第三十七条の四、第三十七条の
八の規定により準用する場合を含
む)の規定に違反して資産を処分
したとき

十二 第三十七条の十の規定
に違反した者は、これを三年以下
の懲役又は三万円以下の罰金に処す
る。

第63条の二 第三十七条の十の規
定に違反した者は、これを三年以下
の懲役又は三万円以下の罰金に処す
る。

第64条中「監査委員」の下に「及
び債権者審査会の審査人」を加える。

〔第六十三条の二、「の下に」
第63条の二〕を加える。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から、
これを施行する。但し、金融機関再
建整備法第二十五条の三、第三十三
條、第三十四条、第三十七条、第三
十七条の七から第三十七条の九まで
及び第四十六条の改正規定は、昭和
二十三年四月一日から、これを適用
する。

第二條 この法律施行前になした行爲
に対する罰則の適用については、な
お、從前の例による。

第三條 昭和二十年勅令第五百四十二
号「ボツダム」宣言の受諾に伴い発す
る命令に関する件に基く金融機関經
理應急指揮法の一部を改正する政令
(昭和二十三年政令第六十四号)の一
部を次のように訂正する。

附則第七條に次の二項を加える。
金融機関再建整備法第三十三條第
二項

二項乃至第四項の規定は、前項の規
定による損失の補償の場合に、これ
を準用する。

第四條 大蔵省預金部等損失特別処理
法(昭和二十一年法律第五十六号)
一部を次のように改正する。

第四條に次の四項を加える。

指定時における預金部資金に屬す
る運用資産につき、前項の規定によ
り一般会計がら大蔵省預金部に補償
金を繰り入れたのちにおいて、第一
條の規定による評價額に比し價額の
増加又は減少があつた場合において
当該価額の増加額が減少額を超
えて、当該価額の減少額を超
えるときは、政府は、その差額に相
当する金額を、当該補償金の額まで
大蔵省預金部から一般会計に繰り入
れる。

金融機関再建整備法第三十三條第
二項乃至第四項の規定は、第一項の
規定により一般会計がら大蔵省預金
部に補償金を繰り入れる場合に、こ
れを準用する。

金融機関再建整備法第三十三條第
七項の規定は、第三項の規定により
大蔵省預金部から一般会計に同項の
差額に相当する金額を繰り入れる場
合に、これを準用する。

政府は、第三項の規定による差額
に相当する金額を同項の規定により
大蔵省預金部から一般会計に繰り入
れる後なおその差額があるときは、
命令の定めるところにより、これを
うに改正する。

〔第六十三条の二〕

〔第六十三条の二〕を加える。

第十一條中「若ハ第四條ノ規定、」を
削る。

この法律施行前になしたる行爲に
に対する罰則の適用については、從前
の金融緊急措置令第四條及び第十一
條の規定は、この法律施行後も、な
おその効力を有する。

第四條に次の二項を加える。

〔第六十三条の二〕を削除する。

第七條第一項を削る。

第三條 大蔵大臣が、割増金附貯蓄に
つき、左に掲げる事項の細目を告示
する。

2 この法律施行前になしたる行爲に
に対する罰則の適用については、從前
の金融緊急措置令第四條及び第十一
條の規定は、この法律施行後も、な
おその効力を有する。

〔第六十三条の二〕を削除する。

第七條第一項を削る。

〔第六十三条の二〕を加える。

2 この法律施行の際に存する金融
緊急措置令施行規則(昭和二十一年
大蔵省令第十二号)に定める第一封
鎖預金等は、その時において同規則
に定める自由預金等となるものとす
る。この法律施行後同規則第一條の
規定により第一封鎖預金等とな
ったものについてもそのなつた時に
おいてまた同じ割増金附貯蓄の取扱
に準用する。

一 名称

二 取扱の時期

三 等級別の割増品の金額又は種
類及び当せんの数

四 その他割増金附貯蓄の取扱に必
要な手続に関する事項

〔課税上の特例〕

第五條 割増金附貯蓄の割増品につ
いては、所得税を課さない。

第六條 第三條の規定によらないで割
増金附貯蓄の取扱があつた場合は、
その行爲をした金融機関の代表者、
代理人、使用人その他の従業者は、
これを一年以下の懲役又は一萬円以
下の罰金に処する。

第五條 割増金附貯蓄の証書で大蔵大
臣が指定するものについては、印紙
税を課さない。

〔罰則〕

第六條 第三條の規定によらないで割
増金附貯蓄の取扱があつた場合は、
その行爲をした金融機関の代表者、
代理人、使用人その他の従業者は、
これを一年以下の懲役又は一萬円以
下の罰金に処する。

第七條 法人の代表者又は法人の代理
人、使用人その他の従業者が、その
法人の業務に關して、前條の違反行
爲をしたときは、行爲者を罰する。

第八條 法人の代表者又は法人の代理
人、使用人その他の従業者、その
外、その法人に対しても、同條の罰
金刑を科する。

第九條 この法律は、公布の日から、これを

施行する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを

施行する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを

施行する。

附 則

この法律において「割増金附貯蓄」
とは、日本銀行以外の銀行、信託会
社、生命保険会社、無盡会社、市街
地信用組合、農業協同組合及びそ
の他の者であつて業として預金又は貯

金の受入をするものをいう。

他の者であつて業として預金又は貯

金の受入をするものとする。

〔増割金附貯蓄の取扱〕

この法律において「割増品」となり
ける預金、貯金、定期積金、金銀信
託、生命保険及び無盡であつて金融
機関により取扱わざことができる
ものなど。

〔増割金附貯蓄の取扱〕

第三條 大蔵大臣が、割増金附貯蓄に
つき、左に掲げる事項の細目を告示
する。

法律案の提案の理由を御説明申し上げ
ます。

政府において管掌いたしております
の簡易生命保険事業につきましては、御
承知のごとく、郵便年金事業と併せ
て、簡易生命保険及び郵便年金特別会
計という一つの特別会計を設け、これ
を保険勘定及び年金勘定に区分して、
経理しているのであります。保険勘
定におきましては、今次の競争による
死亡事故に対する保険金の支拂が、こ
れらの被保険者のために積み立てた積
立金を超過いたしましたことによりま
して、昭和二十三年度末までに、四億
七千三百二十万円の損失を生じたの
であります。この損失の生じました理
由は、主として保険料の料率の引上げ
を行わなかつたことに原因するもので
あります。すなわち保険料理上から申
しますれば、御承知のことく、今次の競
争のことと保険上の危険率の大き
めで大きい危険が新たに生じてまいり
ました場合におきましては、その危険
率に相應する保険料を増加徵收する
必要があるのであります。この損失の生じ
ました場合におきましては、その危険
率を加味した保険料に改定することとな
く、競争の保険料をもつて、引き続き
契約を締結してまいりましたことに基
づけるのであります。

なお、民間経営の生命保険及び損害
保険につきましては、簡易生命保険に
おける同様の事態が生じたのであり
ますが、これらに対しましては、生命
保険中央会法、損害保険中央会法等に
基づまして、その損失は國庫において
これを補償することとなつております。
ことは、御承知の通りであります。

ようが、課税いたしてあるのであります。そこで、地方がもしこれを財源いたしまつするならば、二重課税といふ点は免れないと想うのであります。こういう点について大蔵当局はあくまでも酒、たばこは國税として確保してまいりたいというお考えをもつておられるようになります。

○荒木政府委員 お説の通りでございます。

○井出委員 もう一点、将来地方から強く要望され、殊に地方財政委員会が現在のような形になつておる場合に、大蔵当局にこの問題を強く迫つてくる場合でも、これは譲歩の余地のない問題か、そういうふうに強くお考えになつております。おられますかどうか、これも伺つておきます。

○荒木政府委員 お説のように地方財政委員会で決定を見ました案と、中央財政との関連における大蔵当局との折衝は、相当の食い違いを來しております。のみならず約二千億の地方財政所要資金中、四十億円に上るわば地方財政面から見て赤字と目せられるべきものは、中央において一割五分の行政整理をするくらいに窮迫しておる現状を十分に地方財政においておも考えていただきまして、この四十億くらいは地方の務務の合理化ないしは行政整理というがごときものによつてありますので、少くとも現在におきましては酒、たばこの稅收、もしくは專賣益金は中央財政のお役に立てるべ

く堅持すべきではなかろうかと考えております。よほどの財政の裕りがある場合は國税として確保してまいりたいというお考えをもつておられるようになります。しかし、最早最初にそいつた点から伺つてみたいと思います。

○井出委員 簡易生命保険事業における戰争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律案に関する問題であります。根本的な問題として簡易保険制度の問題であります。簡易保険について巨額な損失を補填するといふこの法律案であります。私はこのインフレ下におきまして簡易保険を存続していくことが正しかどうかと、そうした諸点についています。

○井出委員 疑問をもつておるものであります。また戦時中におきましては簡易保険の募集に対して強制的な割当を政府はやつておつた。現在においてもその傾向がある。そのためにこの事務は郵便局でやつておるわけありますが、通信事務は非常に繁忙をきわめておつて、通信などが遅延しておるということが現状になつておる場合において、事務的にもこれを郵便局で扱わせることが正しいかどうか。本来の通信事務以外のこうしたことをやらせることがいいのですが、そうするとなお一層インフレはかどらかの問題であります。そしてなお政府は今回厖大な物價引上げに伴う予算案を提出しておるわけであります。なぜ一般会計の支弁のものがあると、簡易生命保険のいわば赤字を負担するといふことが適切でないようなります。なほ一般会計の支弁のもののが非常に零細な、いわば一般庶民層の保険制度として沿革的に創設せられ、発達してまいりましたこととにからみ合わせまして、提案の理由のときにも御説明申し上げましたように、いろいろな事情があつたとは思ひます。これが、さうする結果になると、いふ。これは戦時中はもちろんであります。そうした場合において簡易保険に対する効果がすこぶる減殺されてくる。これが戦時中はもちろんであります。しかし、その結果といたしまして戦争に對する効果があつたとは思ひます。それが、戦後におきましてもせつかり強制的にはいつた保険が受け取るときには無價の金をもらう結果になる。そういう傾向から見て、自分らの地方ではなくておつた簡易保険をかけ捨てて

しておるのが無数にあります。そうしたこととはもちろん特別会計の利益になると考るわけであります。それは利潤がどのくらいあるか。それは利益と見積つておるかどうか、それと相殺してこの損失補填の金額が出ておるかどうか、そうした諸点についてます。

○堀江委員 簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律案に関する問題であります。根本的な問題として簡易保険制度の問題であります。簡易保険について巨額な損失を補填するといふこの法律案であります。私はこのインフレ下におきまして簡易保険を存続していくことが正しかどうかと、そうした諸点についています。

○堀江委員 お尋ねでございますが、官廳執務能率の低下と申しますか、通信省関係における能率の低下は大蔵省の所管ではありません。簡易保険はほとんどお尋ねでございますが、官廳執務能率の低下と申しますか、通信省関係における能率の低下は大蔵省の所管ではないかという趣旨のお尋ねでございます。されば、なお一層この不当な結果は大幅になつていくのではないかという趣旨のお尋ねでございますが、官廳執務能率の低下と申しますか、通信省関係における能率の低下は大蔵省の所管ではないかといふことになります。されば、なお一層この不当な結果は大幅になつていくのではないかという趣旨のお尋ねでございますが、官廳執務能率の低下と申しますか、通信省関係における能率の低下は大蔵省の所管ではないかといふことになります。

○堀江委員 今次官からいろいろ御説明を聽きましたが、納得した点もあるわけあります。これが庶民階級の救済的な意味、社会政策的な意味をもつておるといふことは事実が裏書きいたしておる

的な傾向ではないかと考えておるわけあります。強制割当をしてその成績が上つたからこれが一般の庶民階級といいますか、少額所得階級といいますか、そうした人たちの要望であると解せられるのは私は全然観点が違つておるというふうに考へておるものであります。この点に対する御見解を承りました。

○荒木政府委員 大藏当局よりお答えすべき範囲外と存するのであります。が、簡易生命保険の募集等が半強制的といふ話でござりますけれども、これはしばく祖税の徴収につきまして、よく言われまする各地域ごとに一應の目標額と申しますか、努力目標的なものを示しまして、大いに徵税成績の向上を期待しておる。それと同じような意味におきまして、一種の努力目標的なものがあつてがわれておる想像いたします。簡易生命保険制度そのものの存否についての議論は別といたしまして、加入者がだんく植えることは、結局長期預金とでも言うべき堅実の資金が増大するわけでござりますから、インフレ克服の一手段として望ましいものだと思われるであります。その結果が大蔵省預金部の資金の性質を健全化する効果もございますので、制度があります限り、また加盟者が共鳴さを期待している次第でござります。

○畠江委員 いま一点、生命保険、あるいは金融機関再建整備法の交付公債といふものは、赤字公債と解してよいわけですか。

○櫻林委員長代理 それは午後簡易保險局長も来るそりでありますから、そのときにはどうぞ……。

○畠江委員 それではそうします。

いは物價改訂の問題であるとかいうことは、組合と政府との團体交渉の対象にはならない。それは別に國會等においてなされることであるから、といふ

折衝を始めたというようなことを言つておるのでありますけれども、こう

元來ならば、私が予算委員会において申し上げたことでありますけれども、前二千九百二十円問題が解決し

た直後に、給與に関する委員会ができまして、その委員会において、折衝を

問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○加藤國務大臣 政府職員に対する給與の組合との折衝は、政府側から有田官房

次長その他大蔵省の今井給與局長等を中心といたしまして、各省からそれを

折衝を開始しておつたのであります。

私は政府の態度に恵して非常に不

満を感ずるであります。のみならず私としては別にそれが團体交渉の私に出席してくれということでありましたので、私が出席をいたしましたが、やはり話はそういう点にありましたので話を聞き終んでおりました。昨日はお話ししたことであるから、といふことで、私は出発しておる間際にこういうものを押し

やはり角張つたことでなく、とにかく三千七百九十一円を説明するにしても、また組合側の要求である五千二百円の説明を聞くについても、いずれにしても予算編成の問題であるとか、あるいは物價改訂の問題等は当然説明の内容にはいつくるものであるから、そういうことにある角張らないで、話をすべきことは話を率直にやつたらいいじやないかという態度で臨んだのであります。しかしながらきのうまでお話しをいたしまして話にはいつております。きのうまでおおよそ二回か三回か話合いを重ねたと思いますが、まだかんじんの給與の問題、もしくは組合側の要求である五千二百円の実質上の問題にはいりませんで、その前に物價改訂の反対であつたと思つた。こういう回答をいたしました

と、ある者は予算編成方針の意見についてであるとか、その他の政治上の問題が主として話合いに出たのであります。組合側は、これは組合の要求で論議し合つたのは、すでに本予算提出してあります。當時われくは今日出前であります。当時われくは今日あることを予期いたしまして、しきりにその点を心配して政府にもいろいろ伺つたことは、大臣よく御承知の通りあります。しかしにこの新給與の法案が進んで、組合側において三千七百九十一円そのものについては了承が得ず本年春の二千九百二十円を算出した同じ算出方式に従つて、三千七百円ベースというものが生まれてきたのです。それにはもちろんこれをばもつと早く出すべきものであるといふことについての御意見は、政府側とベースで維持できると労働大臣は考えておられますか。この点について御意見を見を承りたい。

○加藤國務大臣 第一の、法案の提出が遅れたということがあります。それで三月の工業平均賃金を推定し、それによって、本予算を編成しないわけにはいかないのであります。そこでやむを得ず本年春の二千九百二十円を算出したことになります。それに本予算を編成しないわけにはいかないのであります。そこでもおかつ時間が許されますが、いかんせん今日の日本の経済界の事情は、いつまでもそういうことができずに、遂に委員会といふものができないでしまつたのであります。それでもなおかつ時間が許されますが、いかんせん今日の日本の経済界の事情は、いつまでもそういうことがあります。しかしながらきのうまでの模様はまだそういう状態であります。しかししながらきのうまでお話しをいたしまして、そういう内容にははつきりして、その前に物價改訂の反対であつたと思つた。こういう回答をいたしました

と折衝を始めたというようなことを言つておるのでありますけれども、こうやって会期が切迫してきて諸般の法案が山積しておるところへもつてきて、折衝をおやりにならないで、会期が切迫しておる間際にこういうものを押し

つかまつたく私も同感であります。たできれば議会に提出する前に組合側と話が進んで、組合側において三千七百九十一円そのものについて了承が得ず本年春の二千九百二十円を算出したことになります。それにはまた本年の数字をとりまして、これもまた本年の

改訂がどのように生計費に影響するか、その生計費指數調査はC.P.S.の

こと自体について了解が與えられる式に基いたものであります。そういう

諸般の事情を考慮いたしまして、三千

七百九十一円といふものを二十三年度予算の標準としてとつたわけあります。もちろんこれに六月の物價改訂と実情にありますので、これは一應そういふことは含まれておるわけあります。その限りにおいては、私は算出に妥当性がある。政府としてはそれ以上今日るべき具体的な資料がないのであります。具体的の資料に関する限りは、妥当性があると信じております。

しかしながら私がしばら申し上げました通り全国工業平均賃金といふものは、三月まではつきり数字ができるのであります。その後四月、五月は推定によるものであります。従つてこの推定の数字が破れる。政府の推定よりも上まわるものであるとす

るならば、それに対する適切なる措置が講ぜられなければならぬことを、これまで私は統計の数字を尊重するということからいつて当然である。こう

いことをしばらく申し上げてきたわけであります。今日といえども同じ考案をもつております。しかるにその後発表されましたものによれば、四月の

全國工業平均賃金といふものは、政府の推定よりも上まわつております。従つてこのことによれば、数字を動かすことが

できるだけ認めねわけにはいかない。だからといって今すぐ予算を再編成する余裕があるかどうか。これは倉石さんも御承知の通り、とうていそういうことは日本との経済的実情においては許されないことであります。時間的にみましても、相

当時間をするのであります。時間がかかるのであります。しかるにわれらが今ときく口に

がために便々として政府交渉が遅れるということは、とうてい許されない。実情にありますので、これは一應そういふことはありました。が、算出に妥当側とは依然として團体交渉が継続され、本予算を決定していただいても決して妥合側に押しつけるものではない。

組合側とは依然として團体交渉が継続され、本予算を決定していただいても決して妥当側に押しつけるものではない。

かりませんが、妥結した場合に当然私は三千七百九十一円の賃金ベースといふものは、その時妥結した線に沿つて是正されなければならない。このよう

に思ふのであります。

いたしまして、非常にわが意を得たりといふ感じがするのであります。大臣

の御説明によりますと、今ちよつと労働大臣がお述べになりましたように、前

の二千九百二十円ベースに対する物價改訂の事情を加味したものであるといふふうな御説明ではあります。大臣がお出しになつた今度の給與案の

一千五百二十円ベースに対する物價改訂の事情を加味したものであるといふふうな御説明ではあります。大臣がお述べになりましたように、前

の二千九百二十円ベースに対する物價改訂の事情を加味したものであるといふふうな御説明ではあります。大臣がお述べになりましたように、前

の一千五百二十円ベースに対する物價改訂の事情を加味したものであるといふふうな御説明ではあります。大臣がお述べになりましたように、前

必然の現象であるといわなければならぬのであります。ある一つの部面を捕まえてこれかただちに現実に合わない、またある一つの部面を捕えて、これはあまりに現実に後れておる、そういう一つ／＼を部分的に切り離して見ますれば、そういう指摘ができるかと思しますが、私は全体を一括して民主革命の変革途上にあるという大きな前提の上に立ちますならば、そうしたおのとのジグザグな現象は、これはやむを得ざる必然的の現象であるとして、是認されなければならないと思うのであります。ただししながら、いまはそういうジグザグ現象をそのまま必死であるからといって、放任しておなれば、いうまでもないと思いません。当然それは正しき发展の順序に従つて發展せしめるということにしていかなければならぬことは、いうまでもないであります。そうした現象の中では、労働組合の動きを見てみます場合、確かに私は倉石さんが御指摘なさつたような点も、部分的にはこれを見ることがであります。しかし労働組合本来の使命、労働組合本來の職能というものが、それが何と申しまして、これははつきり一つの社会的存在、経済的存在としてそれ／＼一定のカテゴリーであります。その労働組合の範疇に属するように发展せしめるということは、私が、私は労働組合をして正しく、健全に、しかも自主的に发展せしめるゆえんである。こう考えておられます。ただこれが今御指摘になりましたよな、部分的な現象を見るということは、これまで私のしば／＼申し上げた点であります、戦争といふ非常に大きな

社会的事実のために、あまりにも極端に過去の道がゆがめられて、そのゆがめられておつた反撲現象として、今日のようなら若干行過ぎと思われる点が現れていますが、これまでの運動をたどりますれば、ちょうど時計の振子がそれ／＼適正なる反動の運動を起すと同じような意味において、やはり一定の水準を基準として左に動くようになつていぐのであります。時計の振子が左に傾いたときは、左へ傾いた、これはけしからぬといつて、責めることはできない。すぐまた右の方へ適当な反動運動を起しますから、そういう一定の平衡を基準として若干の左右上下の動きというものはあり得ると思います。これが労働組合の運動の上においても、当然そういうふうに立ち返つてくる、私どもはこう見ております。なお日本の労働組合の発達が、戦争中断されておつた運動から急に発達し始めたために、教訓としておられます。たとえば満洲事変発生當時においては、日本の労働者は、農村の恐慌と相まって、極端なるチープ・レーバーの状態におかれただけであります。それは、日本の労働者たちは、日本の労働組合が無条件で承認したボンダム宣言が規定するところによりまして、どうすれば日本を民主化することができるか、この日本民主化的基本的条件として、現在のよりな封建的な制縛状態から勤労大衆が解放されなければならぬことをから日本労働者たちは團結の自由と團体行動の自由が保障されることによつて、労働組合法が生れてきて、さらにはその労働者の團体運動、團体交渉の自由を確保する点と、それから過去の日本労働者に與えられた不名誉な歴史から脱却せしめる法的措置として、労働基準法というものが生れましたわげであります。こういうような改革から考へてみますと、なるほど

も、行き過ぎは変革過程においての一步前進であるという観点から、この変更に立派して、今日の労働憲章とともに立派して、今日の労働行政が行き過ぎである、私どもはこのように解釈しております。さて、しかしこういう見解の上に立ちまして、日本の労働憲章ともいわれる労働三法律についてみますれば、なるほど今倉石さんが指摘されましたように、労働基準法のような法律は、日本のように中小企業が日本経済の根柢なる地位を占めておる点から見まして、実際に則しないものがあると思ひます。しかしながら、これはもう一度大きくわれ／＼は過去を反省しなければならないと思うのであります。たとえば満洲事変発生当时においては、日本労働者は、農村の恐慌と相まって、極端なるチープ・レーバーの状態におかれただけであります。それは、日本の労働者たちは、日本の労働組合が無条件で承認したボンダム宣言が規定するところによりまして、どうすれば日本を民主化することができるか、この日本民主化的基本的条件として、現在のよりな封建的な制縛状態から勤労大衆が解放されなければならぬことをから日本労働者たちは團結の自由と團体行動の自由が保障されることによつて、労働組合法が生れてきて、さらにはその労働者の團体運動、團体交渉の自由を確保する点と、それから過去の日本労働者に與えられた不名誉な歴史から脱却せしめる法的措置として、労働基準法というものが生れましたわげであります。こういうような改革から考へてみますと、なるほど

民としての生活水準を與えめることができるかといふことが、これは日本政府の代表者も、日本資本家の代表者も、日本の当時の労働組合の代表者も、日本の労働組合としての與えられた面からこれを助成するという方針こそが、私は正しい労働行政の行き過ぎであります。私どもはこのように解釈しております。さて、しかしこういう見解の上に立ちまして、今日の労働憲章ともいわれる労働三法律となりますが、あるいは労働告案といふと、あるいは軍閥と手先とする金融资本等の独占化において、これらの文明的な国民の生活水準を引き上げようとする國際労働會議の條約案、勧告案といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。それが戦争後において、日本の民主化大眼界とする太平洋戦争の目的から、戦勝国が、戦勝國の権利としてしかも勝利したままの國民の生活水準を引き上げようとする効果が、この労働憲章といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。それが戦争後において、日本の民主化大眼界とする太平洋戦争の目的から、戦勝国が、戦勝國の権利としてしかも勝利したままの國民の生活水準を引き上げようとする効果が、この労働憲章といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。それが戦争後において、日本の民主化大眼界とする太平洋戦争の目的から、戦勝国が、戦勝國の権利としてしかも勝利したままの國民の生活水準を引き上げようとする効果が、この労働憲章といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。

民としての生活水準を與えめることができるかといふことが、これは日本政府の代表者も、日本資本家の代表者も、日本の当時の労働組合の代表者も、日本の労働組合としての與えられた面からこれを助成するという方針こそが、私は正しい労働行政の行き過ぎであります。私どもはこのように解釈しております。さて、しかしこういう見解の上に立ちまして、今日の労働憲章ともいわれる労働三法律となりますが、あるいは労働告案といふと、あるいは軍閥と手先とする金融资本等の独占化において、これらの文明的な国民の生活水準を引き上げようとする効果が、この労働憲章といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。それが戦争後において、日本の民主化大眼界とする太平洋戦争の目的から、戦勝国が、戦勝國の権利としてしかも勝利したままの國民の生活水準を引き上げようとする効果が、この労働憲章といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。それが戦争後において、日本の民主化大眼界とする太平洋戦争の目的から、戦勝国が、戦勝國の権利としてしかも勝利したままの國民の生活水準を引き上げようとする効果が、この労働憲章といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。それが戦争後において、日本の民主化大眼界とする太平洋戦争の目的から、戦勝国が、戦勝國の権利としてしかも勝利したままの國民の生活水準を引き上げようとする効果が、この労働憲章といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。それが戦争後において、日本の民主化大眼界とする太平洋戦争の目的から、戦勝国が、戦勝國の権利としてしかも勝利したままの國民の生活水準を引き上げようとする効果が、この労働憲章といふものが、採用されないで、戦争になつてしまつたわけであります。

○金石委員 今点について私は非常に大臣と意見を異にしておりますが、その点については他日の労働委員会に譲ることとしたしまして、給與に関する質問はこの程度で終りたいと思います。

○佐藤(親)委員 今度の三千七百九十一円ベースにつきましては、いろいろ問題がありまして、大体労働大臣の話です。御承知のように労働組合の関係でございまして、大都市の中央にお詫びにつきまして、一番不快に思いました。官公吏の給與につきまして、そういうものが非常によく解説されるのであります。大都市以外の普通の都市におきましては、現在も非常に待遇が悪いのであります。おそらく労働委員会等にも、地方から地域給の基準につきまして、相当の請願が来られておるはずであります。労働大臣はこういうような点につきまして、今後この地域給の問題について、何か合意をなすか。まず第一点の質問をしたいと思います。

○加藤國務大臣 御詰旨は、私どももしばりその地方からの陳情を聞いておるわけであります。よくわかつておるのではありません。従つてこれが合理的な解決をしなければならぬと考えておりますが、これらの点につきましては、大体労働組合のやはり團体交渉の内容の一つになつておりますので、今政府が一方的にこれを決定するということにはなつておらぬのであります。従つてそれぞれの地方の組合の諸君は、地方におけるそういう事実、生活上の事実、た

市部に地域給に関するやはり専門委員会が本部の方に通達されまして、組合の本部の方に通達されまして、組合が出ておるようではありますから、そういう諸君の方に十分認識せしめるよ

うに、組合においてこれらの点は努力してもらいたいと思うであります。もちろん政府側からその團体交渉に出でおりまする者も、そういう地方的な実情等については、十分斟酌するよう

が、これは双方の交渉の結果として、過まとまる性質のものであります。過去のようだ大蔵省の給與局だけが、勝手に一方的にきめるという段階にはないであります。今までの二千九百二十円の問題をきめまする場合においても、これは完全に組合側と話し合いの上

できることになつておる性質のものでありますから、どうかその点をひとつ機会があれば地方の組合員の諸君は、その組合本部に向つて、そういう地方の実情をそちこまかりとこらまで知られるはずはないと思ひますから、

さかのほつて実施する。しかもこの五

月であります。政府といたしましては、六月以降という考え方であります。物價改訂を織りこみますな

くであります。政府といたしましては、六月以降といふ考え方であります。物價改訂を織りこんでおらないという

ところにおきましては、相当この問題につきまして、官公廳方面からも反対があ

ると思ひます。正予算にいたしましても、これらの新しい賃金ベースの基準を、どのようにおかるべきか、またこれに対する政府

がどんなような方法でこの矛盾した三千七百円ベースを打破していくかといふようだ、腹案がございましたらひとと御説明願いたいと思います。

○加藤國務大臣 まだその点については何らの腹案がございません。今後もつばら組合側との團体交渉において、

政府は政府の妥当と信ずる内容を説明し、組合側から組合側の要求に対する説明をお伺いして、両者においていつ

月から三月末までの暫定給與と理解しておるが、どうであるか、こういう点で

あります。ただ問題は、これはその通りであります。一月から三月末までの暫定給與とおきめられたものであります。月十五日から改定給與改めらるべきである。物價は六月十五日であります。政府といたしましては、六月十五日から改定される。また当時の考え方につきましては、勤労所得税の問題につきまして、これは元來七月からやるといふ予定であります。ただ問題は、それならば

月から三月末までの暫定給與と理解しておるが、どうであるか、こういう点であります。ただ問題は、これはその通りであります。一月から三月末までの暫定給與とおきめられたものであります。月十五日から改定給與改めらるべきである。物價は六月十五日であります。政府といたしましては、六月十五日から改定される。また当時の考え方につきましては、勤労所得税の問題につきまして、これは元來七月からやるといふ予定であります。ただ問題は、それならば

月から四月へのやみ物價の移動、さらには四月から五月への動き等を見てみますと、実際において三月から四月への

月から四月へのやみ物價の動きは〇・三であります。そこで、一%にも達していないのであります。そういうようにはほとんど完全と言つてもいいくらいの横ばい状態にあります。それで、やみ物價は直上りを來していないことは思われないのであります。從つて六月十五日から物價改訂を予想しておるかを、お伺いしたいと思ひます。

○加藤國務大臣 まだその点について何らの腹案がございません。今後もつばら組合側との團体交渉において、

政府は政府の妥當と信ずる内容を説明し、組合側から組合側の要求に対する説明をお伺いして、両者においていつ

月から三月末までの暫定給與と理解しておるが、どうであるか、こういう点であります。ただ問題は、それならば

月から三月末までの暫定給與と理解しておるが、どうであるか、こういう点であります。ただ問題は、これはその通りであります。一月から三月末までの暫定給與とおきめられたものであります。月十五日から改定給與改めらるべきである。物價は六月十五日であります。政府といたしましては、六月十五日から改定される。また当時の考え方につきましては、勤労所得税の問題につきまして、これは元來七月からやるといふ予定であります。ただ問題は、それならば

ら声明いたしておりますように、これ
を予算編成上の一つの算定基準と了解
しておるのであります。それは実質
的に五月の一般工業物價賃金水準、政
府から差表されておるものから見まし
ても、これではとうていやつていかれ
ないという根拠に立つておるのであり
ます。團体交渉の過程において、こ
れと違つた結論が出るということは當
然のことと思うであります。そう
いう観点から考えますと、現に政府
の説明にありますように、團体交渉
が行き惱み状態でありますから、こ
の三千七百九十一円に基くところの
給與は、われくは實質的には團體
交渉によつて決定すべきかりしものに対
する内拂い的性格をもつておると了
解するのであります。その点はわれ
われの了解するように内拂いと解釈し
てよいかどうか、その点から当然補正
算の三千七百九十一円に基くところの
予算の問題が出てくると思うのであり
ます。この点に対する労働大臣の
見解をもう一度確認めておきたいと思
います。

○加藤國務大臣 第一の三千七百九十一円には三千七百九十一円とい
う正確には三千七百九十一円とい
うものは、二十三年度本予算編成の標準
としてとられたものであるということ
は、まつたく私ども同様の見解をも
つております。問題は後にお示しにな
りました三千七百九十一円といふもの
を、團体交渉が妥結したときに、あら
ため追加予算を出されようとする
ためにあります。その点について
は政府としてはまだ別に何ら具体的の
話合ははしておませんが、今後國
家の北

体交渉がどのように進展していくか、
この團体交渉進展の模様によつて決定
されるべきものであつて、いわゆるバ
ック・ベーの觀念によつて、過去にさか
ままで、團体交渉の過程において、こ
れと違つた結論が出るということは當
然のことと思うであります。そう
いう観点から考えますと、現に政府
の説明にありますように、團体交渉
が行き惱み状態でありますから、こ
の三千七百九十一円に基くところの
給與は、われくは實質的には團體
交渉によつて決定すべきかりしものに対
する内拂い的性格をもつておると了
解するのであります。その点はわれ
われの了解するように内拂いと解釈し
てよいかどうか、その点から當然補正
算の三千七百九十一円に基くところの
予算の問題が出てくると思うのであり
ます。この点に対する労働大臣の
見解をもう一度確認めておきたいと思
います。

○加藤國務大臣 第一の三千七百九十一円には三千七百九十一円とい
う正確には三千七百九十一円とい
うものは、二十三年度本予算編成の標準
としてとられたものであるということ
は、まつたく私ども同様の見解をも
つております。問題は後にお示しにな
りました三千七百九十一円といふもの
を、團体交渉が妥結したときに、あら
ため追加予算を出されようとする
ためにあります。その点について
は政府としてはまだ別に何ら具体的の
話合ははしておませんが、今後國
家の北

のばつて支拂わぬ。こういう決定的の
ものとして見ることはできない。私は
さかままでと同様に確保されると思
が向うに考えております。これはまつ
たく團体交渉の進展いかんによつて決
定する事柄である。このように私は考
えております。

○田中(織)委員 もう一点労働大臣に
お伺いしておきたいのであります。私は
それが行なはれておるにちがひはない。
それは今後の團体交渉の過程において
も現われる問題だと思ふのであります
とお伺いしておきたいのであります。私は
それが、現在の財政上並びにインフレ阻
止という見解から見まして、名目賃金
の裏づけが確保されるといふことは、當
然政府としても考えられなければなら
ぬ問題だと思いますが、特
にこの物の裏づけによる実質賃金の確
保という面について、労働大臣として
は具体的にどういう構想をもつておら
れるか。この点についてお伺いいたし
たいと思います。

○加藤國務大臣 まつたく御説の通
じ申しますが、現在の財政上並びにインフレ阻
止という見解から見まして、名目賃金
の裏づけが確保されるといふことは、當
然政府としても考えられなければなら
ぬ問題だと思いますが、特
にこの物の裏づけによる実質賃金の確
保という面について、労働大臣として
は具体的にどういう構想をもつておら
れるか。この点についてお伺いいたし
たいと思います。

○中曾根委員 地方自治法第百五十六
條第四項の規定に基づき財務局及び税務
署の増設に関し承認を求める件につい
て荒不務次官にお伺いいたします。

この中に東京第一財務局とというのがござ
りますが、これは関東地方の北部諸
県を統轄する財務局として設置され
たものです。しかしこれは東京に置くことになつて
いるようになります。ところが関東地
方の北部というのは独特の地勢人文を
有する所でありまして、これが管轄外
となるようになります。たとえば

午後二時四十六分開議
○早稲田委員長代理 午後二時半より再
開いたします。午前中はこれで休憩いたしました。

午後一時一分休憩
——
午後二時四十六分開議
○早稲田委員長 休憩前に引き続いて
開いたします。午前中はこれで休憩いたしました。

す。これより質疑を続行いたします。
 ○小平委員 最初の復金の資本金及び拂込資本金のことについてお伺いいたしましたのであります。政府の提出されました二十三年度予算参考書によりますと、二十三年度末におきまする資本金の見込額が千六百億となつておりますし、また拂込未済の資本見込額が九百七十一億円、こういうふうになりましたおりまして、二十三年度末におきまする拂込済の見込額はこれから計算しますと六百二十億となるようになります。一方二十三年度の通常予算に掲げてあります拂込額は百八十億であります。さきに申し上げました参考書から推定されるところの拂込済の見込額と、予算面から見た拂込済の金額といふものが非常に違うようになります。これはどういう関係でしようか。

○愛知政府委員 参考書の方に掲げましたのは、率直に申しまして希望と申してよろしいかと思うであります。そのように最後になることが望ましいという数字でございます。それから拂込の実績が御指摘の通り百八十億と七十七億になつておられますのが現実の姿でございます。その間に差が生じておるわけであります。たとえば債券を本來復金につきましては、政府の出資とそれに対します実際の政府の拂込額といふものはできるだけ多いほど望ましいわけであります。たとえば債券を発行いたしましたれば、その債券の総額をさいますが、現実に拂込みがございま

せん部分に相当するものは債券の発行額としてあるわけでございます。それが現実の予算の姿から申しまして、從来は債券の発行額すべてについて何とかしてこれを現金で償還するよう心がけてまいつたのですが、最近のように債券の発行額が非常に多くなりますと、市中に消化いたしまして市中銀行の手持になるものが約二割あります。たとえば百億の債券を發行いたしましても、二十億あまりしか市中に消化されないのです。

○愛知政府委員 復興金融金庫の債券については、財政の現実がいかに苦しくあります。それでも、これだけ何としても政府の拂込みによつて現金償還をする。こういう努力をいたしております。従つて二十三年度の今後において發行いたします債券の総額に対しまして、現実の拂込みは非常に少くなつております。従つて市内に消化した債券だけは必ず期限通りに一年以内に現金として清算しようと、このようにことを守つておるわけでござります。従つて、本来あるべき姿とまた現実に償還いたしますものは、他の

財政の状況は照らしまして、「できるだけ圧縮しなければならぬ」という要請のため、そこに非常な矛盾を生じておるわけであります。従つて参考書と現実の計数の上には相当の開きが出ておるわけでございます。参考書と現実の計数の上には相当の開きが出ておるわけでございます。従つて参考書と現実の計数の上には相当の開きが出ておるわけでございます。

○小平委員 一方予算の説明、これは未定稿であります。これによりますと、本年度においては百八十億の拂込額を計上する。これは復興金融債券のみを計上する。本年度中に償還期限到来する分五百五十九億のうち、日本銀行以外の一般市中金融機関の保有にかかるものを目

題として、その償還財源として拂い込む予定である。こういうふうに書いてあります。そうしますと、ただいま御説明を承つたわけではあります。これまで御説明を承つたわけではあります。これらが現実の予算の姿から申しまして、従來は債券の発行額すべてについて何とかしてこれを現金で償還するよう心がけてまいつたのですが、最近のように債券の発行額が非常に多くなりますと、市中に消化いたしまして市中銀行の手持になるものが約二割あります。たとえば百億の債券を發行いたしましても、二十億あまりしか市中に消化されないのです。

○愛知政府委員 復興金融金庫の債券は、現在のところすべて償還期限が一年になつております。従いまして、たとえば今回も四百五十億の増資が御承認願えれば、復金の現在の資本金額は三千三百五十億になります。それから政府出資を除きました残りが債券の発行額になるわけであります。でありますから、四百五十億になります。それから政

府出資を除きました残りが、債券の発行額になるわけであります。でありますから、四百五十億の増資が認められました後で、千三百五十億から政府出資を差引きました残りが今回発行される債券であります。それから二十二年度中に発行されました債券が二十三年度中に從つて償還になるわけであります。大体参考書に出ております数字は、以上には償還の計画がなくてすむというわけであります。つまり一般市民金融機関で消化されました分が二十三年度において現金で償還される。そしてそれは政府の現実の拂込みといふことになつてくるわけであります。

○小平委員 第三・四半期の推定はどうなりますか。

○愛知政府委員 第三・四半期の推定としては、第二・四半期よりもやや多くなるといふ見込みでございます。

○小平委員 物價の百十倍というのと、今回の基礎控除あるいは勤労控除の上げ方とが著しく不均衡であると云ふことは御指摘の通りであります。しかししながら、実は私も、昭和十一年もしくは九年のべ一千五百円を基礎控除あるいは扶養控除といふものをしてみました。ところが、これはそういうふうにすれば今御指摘の研究もしてみました。ところが、これはそういうふうにすれば今御指摘の結果もしてみました。ところが、これはそういうふうにすれば今御指摘の結果もしてみました。ところが、これは

○堀江委員 所得税法の一部を改正する等の法律案であります。基礎控除の問題について一番重要なことをお尋ねすることを忘れておつたわけあります。四千八百円が一万五千円になります。四十倍に物價を改訂する所が、それから今年の物價を改訂において昭和九年ないし十一年の六十五倍、それから今年の物價を改訂において昭和九年ないし十一年の六十五倍

あります。この税金の基礎控除の問題でございましょうか。

すだけに悪循環を断ち切るべきはすであつた施策自体が、政府みずからが三千七百円ペースたらしめ、六十倍ないし六十五倍を百十倍ないし百二十倍にもつていかねばならぬ。こういうような悪循環を施策の上に認めて、政府自体がやつていかねばならぬということは、はたして我が國のインフレ高進の阻止に対し大目的を果しておるかどうか、施策の上においてこの反省が必要であると思うのであります。私の見解から申しますと、「雇労攻勢の重圧に耐えかねて、賃金ペースの引上げを政府が容認をする。この新賃金ペースの設定の結果、それに適合することを選んだことが、とりもなおさずの物價を策定する。最も安易なる途であります。政治的に弱い。この安易な途を選んだことが、とりもなおさずただいま指摘いたしますように、政府みずからが施策の上において三千七百円ペースたらしめ、百十倍ないし百二十倍ならしめておるのでないか。少くとも國際經濟との連関性の上において、わが國の経済のインフレ高進を阻止せんとする試みがあるならば、もつと強力な施策を、こういう少くとも低物價政策の方に賃金の実質化をはかつて向けるのが、むずかしいけれども、正道である。賃金ペースの引上げと、それを要素とした價格の引上げであるならば、だれでもやる。自然に放任をした賃金・物價の悪循環と、政府がここで打切りとした千八百円ペース並びに今日の三千七百円ペースの策定においては、私は何ぞに政治性の効果が認められない。かよう考えていたしましては、強力なる政治性による実質賃金の裏打ち、低物價政策

にはいかよう方途はもうべきでない。かように考へてゐるのであります。しかも今まで策定せんとする三千七百円ペースと、百十倍ないし百二十倍の倍率によるところの新物價は、すでに実施を見ない今日、全官公廳その他の要求によつて五千円ペースが要求されんとしつつある。実施前からまさに物價体系崩壊の危機に瀕しているではないか。この点に関してのまず一般的な考え方を聽かしていただきたいと思ひます。逐次質問を行いたいと思います。

○谷口政府委員 お答えいたしました。昨年の價格体系設定以後、年を経過して、水準を高くしてまた再びここに均衡をとつて出来しなければならぬことは、インフレーションの高進ではないか。これが、これは物價と賃金の悪循環を断つて、インフレーションの高進を防ごうとする施策に反するのではないか。この一年の御質問であつたとき、どうも物價と賃金との悪循環を断ち、そろそろ企業を正常なルートに乗せて、経済の正常化をはかり、インフレーションの高進をコントロールしていくといふことをおきましては、物價と賃金との悪循環を断ち切るべしとしたことには、お説の通りであります。その後流通秩序の確立とか、実質賃金の充実に努力をしてまいつたわけですが、その目的は、お説の通りであります。その後の経済は御承知しているのであります。食糧に関する限りは一應の目的をはたしているのであります。むしろ私自体いたしましては、強力なる政治性による実質賃金の裏打ち、低物價政策

にはいかよう方途はもうべきでない。かように考へてゐるのであります。しかしも今まで策定せんとする三千七百円ペースと、百十倍ないし百二十倍の倍率によるところの新物價は、すでに実施を見ない今日、全官公廳その他の要求によつて五千円ペースが要求されんとしつつある。実施前からまさに物價体系崩壊の危機に瀕しているではないか。この点に関してのまず一般的な考え方を聽かしていただきたいと思ひます。逐次質問を行いたいと思います。

○谷口政府委員 お答えいたしました。昨年の價格体系設定以後、年を経過して、水準を高くしてまた再びここに均衡をとつて出来しなければならぬことは、インフレーションの高進ではないか。これが、これは物價と賃金の悪循環を断つて、インフレーションの高進を防ごうとする施策に反するのではないか。この一年の御質問であつたとき、どうも物價と賃金との悪循環を断ち、そろそろ企業を正常なルートに乗せて、経済の正常化をはかり、インフレーションの高進をコントロールしていくといふことをおきましては、物價と賃金との悪循環を断ち切るべしとしたことには、お説の通りであります。その後流通秩序の確立とか、実質賃金の充実に努力をしてまいつたわけですが、その目的は、お説の通りであります。その後の経済は御承知しているのであります。食糧に関する限りは一應の目的をはたしているのであります。むしろ私自体いたしましては、強力なる政治性による実質賃金の裏打ち、低物價政策

にはいかよう方途はもうべきでない。かように考へてゐるのであります。しかしも今まで策定せんとする三千七百円ペースと、百十倍ないし百二十倍の倍率によるところの新物價は、すでに実施を見ない今日、全官公廳その他の要求によつて五千円ペースが要求されんとしつつある。実施前からまさに物價体系崩壊の危機に瀕しているではないか。この点に関してのまず一般的な考え方を聽かしていただきたいと思ひます。逐次質問を行いたいと思います。

○谷口政府委員 お答えいたしました。昨年の價格体系設定以後、年を経過して、水準を高くしてまた再びここに均衡をとつて出来しなければならぬことは、インフレーションの高進ではないか。これが、これは物價と賃金の悪循環を断つて、インフレーションの高進を防ごうとする施策に反するのではないか。この一年の御質問であつたとき、どうも物價と賃金との悪循環を断ち、そろそろ企業を正常なルートに乗せて、経済の正常化をはかり、インフレーションの高進をコントロールしていくといふことをおきましては、物價と賃金との悪循環を断ち切るべしとしたことには、お説の通りであります。その後流通秩序の確立とか、実質賃金の充実に努力をしてまいつたわけですが、その目的は、お説の通りであります。その後の経済は御承知しているのであります。食糧に関する限りは一應の目的をはたしているのであります。むしろ私自体いたしましては、強力なる政治性による実質賃金の裏打ち、低物價政策

にはいかよう方途はもうべきでない。かのように考へてゐるのであります。しかしも今まで策定せんとする三千七百円ペースと、百十倍ないし百二十倍の倍率によるところの新物價は、すでに実施を見ない今日、全官公廳その他の要求によつて五千円ペースが要求されんとしつつある。実施前からまさに物價体系崩壊の危機に瀕しているではないか。この点に関してのまず一般的な考え方を聽かしていただきたいと思ひます。逐次質問を行いたいと思います。

○谷口政府委員 お答えいたしました。昨年の價格体系設定以後、年を経過して、水準を高くしてまた再びここに均衡をとつて出来しなければならぬことは、インフレーションの高進ではないか。これが、これは物價と賃金の悪循環を断つて、インフレーションの高進を防ごうとする施策に反するのではないか。この一年の御質問であつたとき、どうも物價と賃金との悪循環を断ち、そろそろ企業を正常なルートに乗せて、経済の正常化をはかり、インフレーションの高進をコントロールしていくといふことをおきましては、物價と賃金との悪循環を断ち切るべしとしたことには、お説の通りであります。その後流通秩序の確立とか、実質賃金の充実に努力をしてまいつたわけですが、その目的は、お説の通りであります。その後の絏済は御承知しているのであります。食糧に関する限りは一應の目的をはたしているのであります。むしろ私自体いたしましては、強力なる政治性による実質賃金の裏打ち、低物價政策

れていくといつ見透しをつけておるの
であります。従いまして七五%の自由
物資が金額的に七〇%、六〇%になり、
五〇%になるということによつて、実
質的な資金が上り、実質の裏づけがで
きる、かよう考え、また日本の実情
から申しましてこれから先物價は上の
のだ、インフレはますく激しくなる
のだとよろなことでは、いつまで
経つても安定できませんので、政府と
いたしましては政府の願いとそれから
政府の見透しと今までの事実等々から
考えまして、三千七百九十一円を妥当
の線としてこれを守るために全力を盡
す。という意味は消費財の供給、裏づ
け物資の供給等において遺憾なきを期
する、かよくなことによつてどうして
情勢を深く考えましても、これで予算を
立てたのでござりますから、私どもと
いたしましてはこの点からいろいろな内
外の事実とそれから見透しをつけて三千七
百九十一円は一應妥当な線である。実
際問題としてはこれはもちろん團体交
渉等しなければなりませんので、まだ
現にやりつつあるのでありますから、
それはどうなるか今わからせんけれど

て次の項目に移りたいと思ひます。そ
の結論は千八百円ベースは十一月黒字
のだとよろなことでは、いつまで
経つても安定できませんので、政府と
いたしましては政府の願いとそれから
政府の見透しと今までの事実等々から
考えまして、三千七百九十一円を妥当
の線としてこれを守るために全力を盡
す。

次に所管大臣といたしましての大臣
に直接に伺う問題といたしまして、私
は今回政府から物資の割当に関する手
数料等の徵収に関する法律案がさらにも
本委員会に提出をされておるのであり
ますが、これらを見ますと申請一件に
対して五十円の手数料、それから配給
手数料等と申します物資の割
合に相なりました物資に対して一%の割
合料を徵収しようというのであります
が、この法律で源泉において減免資材
に対する高税率を課税するということと
は、取引高稅をさらに延長いたしまし
て、減免資材に対して一%を課税して
いこうということで、取引高稅がさら
に國が統制する原料の配給量にまで及
ぶことになります。

○後藤委員 御說のように法律案自体
は税とは書いてないのですが、し
かも申しまして提案をいたした次第で
あります。

○後藤委員 御說のように法律案自体
は税とは書いてないのですが、し
かも申しまして提案をいたした次第で
あります。

○北村國務大臣 御説のように、價格
の手數料といふものとは、性質も違いま
すし、必ずしも比較して論ぜられるほ
どのものではない、かよう考えてい
る次第であります。

○後藤委員 どうも私の質疑が御理解
されでおらないようではあります、私
はこの法案單独に申ししているのではあ
りませんけれども、名目は税でなくて
要素は量と價格に比例して一%と
されるのであります。これは、取引高
稅が各段階において一%ずつ賦課され
ることが末端の價格に轉嫁されるとい
うことは、ある意味においての一つの
特權であるとも考えられる。それが
利用する人からとするということは、そ
れだけのものの大衆全体の負担にする
よりも、利用者から適當な安當な手數
料をもつて、それで決済して、一般
国民大衆の負担から除くということ
は、これは一つの受益者負担といふ意
味においての負担であつて、税ではあ
りません。手数料であるといふような
意味で、これは私ども安當であるとい
うよう考えて提案をいたしたのであ
ります。それからこれは價格差補給と
は別に關係なしに考えてよいのであり
ます。價格差補給は物價政策の觀点か
らいたしたことでありまして、この割
合は別に關係なしに考えてよいのであり
ます。價格差補給は物價政策の觀点か
らいたしたことでありまして、この割
合は別に關係なしに考えてよいのであり
ます。價格差補給は物價政策の觀点か
らいたしたことでありまして、この割
合は別に關係なしに考えてよいのであり
ます。價格差補給は物價政策の觀点か
らいたこととあります。これが、手數料
のねらいとまつたく逆に物價に轉嫁
されることとあります。これは、取引高
稅が各段階において一%ずつ賦課され
ることとひとしり理論になるのであり
ます。これらを合わせました平年度の
額と、それから價格差補給金を支給い
たします本年度の約五百億と、大体金
額においてマッチしてくるのであります
。ここでもはや價格差補給金と低物
價政策——何段階か経ますことによ
つて、末端の價格が高くなることを押え
るためにいたしましたところの價格差補給金
の精神とはまつたく相背馳する
のでございまして、私は税の性質で
あるとか、手数料であるとかいう名目
にこだわらずに、その實質においてこ
の手数料の徵収といい、あるいは取引
高稅、これら二つのもつております
要素が、價格差補給金を出そうとする
要素とまつたく相容れないギヤップの
ある政策である、この点を申している
のであります。

○後藤委員 政府から補給を受けるも
のの價格は、なるほど取引高稅は
課しておられまんが、それらが総合的
要素となつて一つの物資となり商品と
なつた際に轉嫁される点を私は指摘し
ておるのであります。これが以上申し
上げることは、かえつて討論がましく
なるから、この程度にしておきたいと
思ひます。

○北村國務大臣 御説のように、價格
の自體の價格は、なるほど取引高稅は
課しておられまんが、それらが総合的
要素となつて一つの物資となり商品と
なつた際に轉嫁される点を私は指摘し
ておるのであります。これが以上申し
上げることは、かえつて討論がましく
なるから、この程度にしておきたいと
思ひます。

○後藤委員 補給金を附與することによつて、末端
の價格差と根本精神において背馳しないの
であります。この点に対する御所見を伺つ
てみたいと思うのであります。

をしたのであります。私どもは今回の経済検査課が決算委員会において審議されまする際に指摘しておいたのでありますけれども、経済の基礎的に重要な地位を占むるもの以外には、價格の面においても、あるいは物の面においても、可及的に統制をはずしたい、その統制の撤廃が前提となつて、基礎的重要な商品にのみ限局して、それを前提として経済検査課を認めていきたい、こういう考え方をもつておつたのでありますするけれども、政府はそれに對しての考え方を、今回の價格改正と並んで合わせて、どの程度までます價格の面からする統制をこの際撤廃する用意をおられますか、この機会に伺いたいのであります。

○谷口政府委員 このたびの價格の補正に際し、價格統制を撤廃する範囲はいかんという御質問と了承いたしました。重要物資及び日用の必需物資につきまして、統制を続けなければならぬ今までおきまして、價格關係におきましては、体存度が非常にあるものでありますから、これを廢止いたします限度もおのずから限られておるわけであります。しかしながら過去の統制の結果から考えまして、この際ある程度の價格の統制を廢除していくといふ方針をとります。今、次に申しますよ

ります。

第二には、この價格統制が技術的に生産上、または日常生活上あまり影響がない、そいつたようなものは、この際技術的観点からも撤廃を考慮した

いという考え方をもつております。日本には需給の関係であります。今日相当やみ價格とマル公とが接近して、いるものもあります。そういうようなものは、このたび原價計算によつてマル公をつけますと、やみ價格よりもマル公の方が高くなるといったようなものが、そういうものにつきましては、この際價格統制を廃除することを特に

考慮したい、こういうふうに考えて、今物價廳におきまして、これらの方針に則つて品目を選定し、G・H・Qとこの際價格統制を廃除することを特に

百パーセント株券を失つた、多くの者は赤字公債と性質が同じものであることを午前の説明によつて承認し、私政府委員の方に、この交付公債なるものは赤字公債と性質が同じものであるとの見解を自分はもつてゐる。それに対する赤字公債に類するものであるとの見解をしたわけです

ます。これは健全財政の建前をとつておられるところの大藏当局にとって重大な問題であると考えるのでこの点御回答を願いたい。

○北村國務大臣 交付公債を発行いたしましたにいたしまして、御承知の通り、日本の歴史あつて以來非常に

ます。私は、まさに何十種類あるいは何百種類の程

度、その範囲並びにほぼめやすのつく

るを得ないような状況になりました。

○後藤委員 なると考えております。

○谷口政府委員 今考慮いたしてお

ります。

○北村國務大臣 なさいといふのですが、

さようあります。

この際撤廃を考慮するという方針であります。

第三には需給の関係であります。日本には需給の関係であります。今日相当やみ價格とマル公とが接近して、いるものもあります。そういうようなものは、このたび原價計算によつてマル公をつけますと、やみ價格よりもマル公の方が高くなるといったようなものが、そういうものにつきましては、この際價格統制を廃除することを特に

考慮したい、こういうふうに考えて、今物價廳におきまして、これらの方針に則つて品目を選定し、G・H・Qとこの際價格統制を廃除することを特に

百パーセント株券を失つた、多くの者は赤字公債と性質が同じものであることを午前の説明によつて承認し、私政府委員の方に、この交付公債なるものは赤字公債と性質が同じものであるとの見解を自分はもつてゐる。それに対する赤字公債に類するものであるとの見解をしたわけです

ます。これは健全財政の建前をとつておられるところの大藏当局にとって重大な問題であると考えるのでこの点御回答を願いたい。

○北村國務大臣 私ども財政当局とし

てはこれでいたしたい。それは裏づけ

ます。私は、まさに何十種類あるいは何百種類の程

度、その範囲並びにほぼめやすのつく

るを得ないような状況になりました。

○後藤委員 なさいといふのですが、

さようあります。

○谷口政府委員 今考慮いたしてお

ります。

○北村國務大臣 なさいといふのですが、

さようあります。

この際撤廃を考慮するという方針であります。

第二には、この價格統制が技術的に生産上、または日常生活上あまり影響がない、そいつたようなものは、この際技術的観点からも撤廃を考慮した

いという考え方をもつております。日本には需給の関係であります。今日相当やみ價格とマル公とが接近して、いるものもあります。そういうようなものは、このたび原價計算によつてマル公をつけますと、やみ價格よりもマル公の方が高くなるといったようなものが、そういうものにつきましては、この際價格統制を廃除することを特に

考慮したい、こういうふうに考えて、今物價廳におきまして、これらの方針に則つて品目を選定し、G・H・Qとこの際價格統制を廃除することを特に

百パーセント株券を失つた、多くの者は赤字公債と性質が同じものであることを午前の説明によつて承認し、私政府委員の方に、この交付公債なるものは赤字公債と性質が同じものであるとの見解を自分はもつてゐる。それに対する赤字公債に類するものであるとの見解をしたわけです

ます。これは健全財政の建前をとつておられるところの大藏当局にとって重大な問題であると考えるのでこの点御回答を願いたい。

○北村國務大臣 私ども財政当局とし

てはこれでいたしたい。それは裏づけ

ます。私は、まさに何十種類あるいは何百種類の程

度、その範囲並びにほぼめやすのつく

るを得ないような状況になりました。

○後藤委員 なさいといふのですが、

さようあります。

○谷口政府委員 今考慮いたしてお

ります。

○北村國務大臣 なさいといふのですが、

さようあります。

意努力をいたしたいと考える次第であります。

○官憲委員 それでは主税局長さんにお尋ねすることはこの程度で一應止めさせておきますが、政務次官に一言お伺いいたします。それは取引高税についてあります。われくも取引高税に對しての質問はまだ一つもしておりませんが、一体政府当局で新税をつくるねんが、一部政府当局で新税をつくるのがどこにあるのであるうか、事務局の方の御説明を聽きますと、現在は徵稅機構が質的にも量的にも弱体であつて、いろいろなことをやるにはなはだ困難である。稅金も徹底的にとれない、あるいは稅の逋脱ということが盛んに行われておるではなかろうか、かようなことを心配せられておるのではありませんが、元來今の事態としましては、昨年アメリカのレオ・チャーチの御指導によつてできましたこの予定申告納稅制度、これを國民に徹底せしめることが、現在の稅務行政として一番肝要であります。それであるので、片山内閣以來歷代の政府は、新税に次ぐ新税をもつて國民に臨み、國民には納稅知識がないのでありますから、その趣旨が普及しないうちに新しい稅を新しい稅とあてがつてしまりますれば、納稅成績もよくないし、また反則者も多いし、いかなる面においてもうまくいかないのであります。國家の実情といたしましては、現在の制度に対しても對して國民の納稅思想の涵養、納稅知識の普及宣傳をうして現在の制度のもとにおいて、稅の自然の増徴をせらることを企図すべきであつて、新稅をあてがつておいたずらに國民生活を混亂と苦惱の中に追いこむということは、これはなすべき手段でないと思ひます。

○官憲委員 お尋ねすることはこの程度で一應止めさせておきますが、政務次官に一言お伺いいたします。それは取引高税についてあります。われくも取引高税に對しての質問はまだ一つもしておりませんが、一体政府当局で新税をつくるねんが、一部政府当局で新税をつくるのがどこにあるのであるうか、事務局の方の御説明を聽きますと、現在は徵稅機構が質的にも量的にも弱体であつて、いろいろなことをやるにはなはだ困難である。稅金も徹底的にとれない、あるいは稅の逋脱ということが盛んに行われておるではなかろうか、かようなことを心配せられておるのではありませんが、元來今の事態としましては、昨年アメリカのレオ・チャーチの御指導によつてできましたこの予定申告納稅制度、これを國民に徹底せしめることが、現在の稅務行政として一番肝要であります。それであるので、片山内閣以來歷代の政府は、新税に次ぐ新税をもつて國民に臨み、國民には納稅知識がないのでありますから、その趣旨が普及しないうちに新しく稅を新しい稅とあてがつてしまりますれば、納稅成績もよくないし、また反則者も多いし、いかなる面においてもうまくいかないのであります。國家の実情といたしましては、現在の制度に対しても對して國民の納稅思想の涵養、納稅知識の普及宣傳をうして現在の制度のもとにおいて、稅の自然の増徴をせらることを企図すべきであつて、新稅をあてがつておいたずらに國民生活を混亂と苦惱の中に追いこむということは、これはなすべき手段でないと思ひます。

○官憲委員 お尋ねすることはこの程度で一應止めさせておきますが、政務次官に一言お伺いいたします。それは取引高税についてあります。われくも取引高税に對しての質問はまだ一つもしておりませんが、一体政府当局で新税をつくるねんが、一部政府当局で新税をつくるのがどこにあるのであるうか、事務局の方の御説明を聽きますと、現在は徵稅機構が質的にも量的にも弱体であつて、いろいろなことをやるにはなはだ困難である。稅金も徹底的にとれない、あるいは稅の逋脱ということが盛んに行われておるではなかろうか、かようなことを心配せられておるのではありませんが、元來今の事態としましては、昨年アメリカのレオ・チャーチの御指導によつてできましたこの予定申告納稅制度、これを國民に徹底せしめることが、現在の稅務行政として一番肝要であります。それであるので、片山内閣以來歷代の政府は、新税に次ぐ新税をもつて國民に臨み、國民には納稅知識がないのでありますから、その趣旨が普及しないうちに新しく稅を新しい稅とあてがつてしまりますれば、納稅成績もよくないし、また反則者も多いし、いかなる面においてもうまくいかないのであります。國家の実情といたしましては、現在の制度に対しても對して國民の納稅思想の涵養、納稅知識の普及宣傳をうして現在の制度のもとにおいて、稅の自然の増徴をせらることを企図すべきであつて、新稅をあてがつておいたずらに國民生活を混亂と苦惱の中に追いこむということは、これはなすべき手段でないと思ひます。

○官憲委員 お尋ねすることはこの程度で一應止めさせておきますが、政務次官に一言お伺いいたします。それは取引高税についてあります。われくも取引高税に對しての質問はまだ一つもしておりませんが、一体政府当局で新税をつくるねんが、一部政府当局で新税をつくるのがどこにあるのであるうか、事務局の方の御説明を聽きますと、現在は徵稅機構が質的にも量的にも弱体であつて、いろいろなことをやるにはなはだ困難である。稅金も徹底的にとれない、あるいは稅の逋脱ということが盛んに行われておるではなかろうか、かようなことを心配せられておるのではありませんが、元來今の事態としましては、昨年アメリカのレオ・チャーチの御指導によつてできましたこの予定申告納稅制度、これを國民に徹底せしめることが、現在の稅務行政として一番肝要であります。それであるので、片山内閣以来歴代の政府は、新税に次ぐ新税をもつて國民に臨み、國民には納稅知識がないのでありますから、その趣旨が普及しないうちに新しく稅を新しい稅とあてがつてしまりますれば、納稅成績もよくないし、また反則者も多いし、いかなる面においてもうまくいかないのであります。國家の実情といたしましては、現在の制度に対しても對して國民の納稅思想の涵養、納稅知識の普及宣傳をうして現在の制度のもとにおいて、稅の自然の増徴をせらることを企図すべきであつて、新稅をあてがつておいたずらに國民生活を混亂と苦惱の中に追いこむということは、これはなすべき手段でないと思ひます。

○官憲委員 お尋ねすることはこの程度で一應止めさせておきますが、政務次官に一言お伺いいたします。それは取引高税についてあります。われくも取引高税に對しての質問はまだ一つもしておりませんが、一体政府当局で新税をつくるねんが、一部政府当局で新税をつくるのがどこにあるのであるうか、事務局の方の御説明を聽きますと、現在は徵稅機構が質的にも量的にも弱体であつて、いろいろなことをやるにはなはだ困難である。稅金も徹底的にとれない、あるいは稅の逋脱ということが盛んに行われておるではなかろうか、かようなことを心配せられておるのではありませんが、元來今の事態としましては、昨年アメリカのレオ・チャーチの御指導によつてできましたこの予定申告納稅制度、これを國民に徹底せしめることが、現在の稅務行政として一番肝要であります。それであるので、片山内閣以来歴代の政府は、新税に次ぐ新税をもつて國民に臨み、國民には納稅知識がないのでありますから、その趣旨が普及しないうちに新しく稅を新しい稅とあてがつてしまりますれば、納稅成績もよくないし、また反則者も多いし、いかなる面においてもうまくいかないのであります。國家の実情といたしましては、現在の制度に対しても對して國民の納稅思想の涵養、納稅知識の普及宣傳をうして現在の制度のもとにおいて、稅の自然の増徴をせらることを企図すべきであつて、新稅をあてがつておいたずらに國民生活を混亂と苦惱の中に追いこむということは、これはなすべき手段でないと思ひます。

ます。しかるにかかるわらず、またここに取引高税というものをもつてまいりまして、われくもこれが大衆課稅であります。しかししながら今はこの根本的に稅法の趣旨を國民に知らせるために努力す

とかいうことで反対はいたしません。

國民を一層深く惑わせる時期でないという意味において、ここで討論はいたしませんが、意見をいたしまして、たゞ一層深く惑わせるため努力す

べき時期であつて、新しい稅をもつて

國民を層深く惑わせるため努力す

ます。しかししながら今はこの根本的に稅法の

て、不正直者が得をするということになります。やみ所得の捕捉について徹底的にこれを追及すべしという督勵も

あります。ですが、現在までつづきり伺いたかつたのでありま

すが、財源に苦しんで取引高税をつ

ぐつたということであります。それで、さ

べし時期であつて、新しい稅をもつて

國民を層深く惑わせるため努力す

ます。國民負担という見地においては、たゞ一層深く惑わせるため努力す

ます。たゞ一層深く惑わせるため努力す

ねしたいと思いますのは——本來大臣にはつきり伺いたかつたのであります。ですが、財源に苦しんで取引高税をつ

ぐつたということであります。それで、さ

べし時期であつて、新しい稅をもつて

國民を層深く惑わせるため努力す

ます。たゞ一層深く惑わせるため努力す

いて期待することは不可能ではないと存じますけれども、現実の問題としてはさように参らぬと思うのであります。私はまず第一に勤労所得の機構をもつて徵稅強化をがつちりして、完全に脱稅を防ぐという方向に進んでいけば、まず二百七十億くらいの増收ができないことはなからう。こうあります。たゞ一層深く惑わせるため努力す

ます。たゞ一層深く惑わせるため努力す

いて、お説のごとく、財務当局といつても、お説のとおりに考えておる次第であります。とともに、國民諸君も十分に現下の財政状態を認識して御協力願いたい、かように考へておる次第であります。たゞ私が政務次官にお尋ね

ねしたいと思いますのは——本來大臣にはつきり伺いたかつたのであります。ですが、財源に苦しんで取引高税をつぐつたということであります。それで、さべし時期であつて、新しい稅をもつて

ます。たゞ一層深く惑わせるため努力す

は、これはなすべき手段でないと思ひ

うことによりまして正直者がばかをみ

○官閣委員

たゞ私が政務次官にお尋ねにはそのくらいの歳入を財政面において

由をひとつ伺いたい。

○平田(敬)政府委員 所得税は、御承認のとおりです。それで、一切の所得を捕捉するので、一時所得等につきまして課税をするということが所得税の理想です。

次所得税は變つてしまつたのであります。昨年度の改正案におきましても、御指摘のように、一時所得等につきましても、全部所得税の対象になる、この所得の性質に顧みまして十分の五五の利益が出てきたり、いわゆる賣眞いといつたようなものにまで課税するのかとあります。しかも日用品消費費等を販賣して、それによつて

間に合算、これは私どもやはり理論的には原則的には正しいのではないかと考えております。ただ現在の実際問題といましまして、勤労所得と事業所得等につきましては、あるいは勤労により得者がその当時におきましては負担の実情に即しない点がございますので、合算はいたしましたが、基礎控除によりまして若干の調整を加えまして、事業所得者に即しては所得税の性質につきましては、勤労所得にも基礎控除をやつして、

実際問題としての調整をはかつてまい

ます。見込みであります。合算を廢止する

ということにつきましては所得税の性質上、なかなかそういきにくいとい

うことを御了承願いたいと思うのであり

ます。

○小平委員 次に同居親族の合算の問題について伺いたいのですが、その辺は一定の限界を設けまして、むりのない

ようにしてまいりたいと存じております。

○小平委員 次に税と関連しまして寄附金の負担といふものが大きくなつて申しますか、取締りはしないのですか。

○平田(敬)政府委員 昭和二十二年度中に申告をし、あるいは更正決定をす

ますか。

○平田(敬)政府委員 これは私のある

まま認めると思われるのですが、

同居親族の合算ということは考え方によつては從來のわが國の家族制度をそのまま認めるところにあっております。

○小平委員 次に同居親族の合算の問題について伺いたいのですが、その辺は一定の限界を設けまして、むりのない

ようにしてまいりたいと存じております。

○平田(敬)政府委員 これは私のある

まま認めると思われるのですが、

同居親族の合算ということは考え方によつては從来のわが國の家族制度を

そのまま認めるところにあります。

○小平委員 次に同居親族の合算の問題について伺いたいのですが、その辺は一定の限界を設けまして、むりのない

ようにしてまいりたいと存じております。

○平田(敬)政府委員 これは私のある

まま認めると思われるのですが、

同居親族の合算ということは考え方によつては從来のわが國の家族制度を

そのまま認めるところにあります。

○大上委員 三十億のいわゆる未

予算に見込んでおります。本年度終了する分で来年度に繰越す分はございま

すが、前年度からの繰越分はもちろ

ん見込んでおります。それからいま一

つ法人税その他の決定を促進すれば、

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年

間の合算、これは私どもやはり理論的には原則的には正しいのではないかと考えております。ただ現在の実際問題といましまして、勤労所得と事業所得等につきましては、あるいは勤労により得者がその当時におきましては負担の実情に即しない点がございますので、合算はいたしましたが、基礎控除によりまして若干の調整を加えまして、事業所得者に即しては所得税の性質につきましては、勤労所得にも基礎控除をやつして、実際問題としての調整をはかつてまいります。見込みであります。合算を廢止するということにつきましては所得税の性質上、なかなかそういきにくいといつたことを御了承願いたいと思うのです。

○小平委員 次に税と関連しまして寄附金の負担といふものが大きくなつて申しますか、取締りはしないのですか。

○平田(敬)政府委員 昭和二十二年度中に申告をし、あるいは更正決定をすますか。

○平田(敬)政府委員 これは私のあるまま認めると思われるのですが、

同居親族の合算ということは考え方によつては從来のわが國の家族制度を

そのまま認めるところにあります。

○小平委員 次に同居親族の合算の問題について伺いたいのですが、その辺は一定の限界を設けまして、むりのない

ようにしてまいりたいと存じております。

○平田(敬)政府委員 これは私のある

まま認めると思われるのですが、

同居親族の合算ということは考え方によつては從来のわが國の家族制度を

そのまま認めるところにあります。

○大上委員 三十億のいわゆる未

予算に見込んでおります。本年度終了する分で来年度に繰越す分はございま

すが、前年度からの繰越分はもちろ

ん見込んでおります。それからいま一

つ法人税その他の決定を促進すれば、

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年

間における歳入不足補てんのための一

般会計からする繰入金に関する法律の

一部を改正する法律案、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営に要する経費の財源に充てるための行政に要する経費の繰入金に関する法律案、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案、連合國占領軍に対する引渡しに関する法律案、以上四法律案はこれをもつて質疑を打切り、なお損害保険料率算出團体に関する法律案については討論を省略して採決せられんことを希望いたしました。

○早稻田委員長 梅林君の動議のことと取計らつて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認めますので、さよう取計ります。

それでは大蔵省預金部特別会計の昭和二十一年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、以下三件はこれをもつて質疑を打切りましたとして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決確定せられました。

○早稻田委員長 次に午前中に廻江委員より質疑のありました点について保険局長の答弁を求めます。

○岡井政府委員 簡単にお答えをいたします。簡易保険の業態についての御質疑でございますが、まず第一に簡易

保険の件数増加の模様であります。昭和二十一年度においては八千九百二十万件、その保険金額が四百四十七億円でありましたのが、五月末においては、件数が九千五百万件、金額が六百六十九億円の保険金額の増加であります。それから失効解約率は大体昭和二十一年度においては契約件数に対して六厘、つまり千件について六件、これが失効解約されておるます。その件数は五十四万件、その金額は大体五千五百万円になつております。

それから保険料の滞納模様であります。これは昭和二十一年度の統計しかとつておりませんが、それによりますと、四千三百三十七万九千円、かようになります。これは昭和二十一年度の統計しかございませんが、大体推定であります。これは窮屈におきまして、どうしても権利者がわからないという

二、本案可決理由
審議の結果、損害保険料率團体の適正なる業務の運営を図る上に適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月一日

財政及び金融委員長 早稻田柳右エ門

衆議院議長 松岡駒吉殿

さらには損害保険料率算出團体に関する法律案は質疑を打切り、討論を省略いたしまして、原案の通り可決確定いたしました。

○早稻田委員長 明日は午前十時半より開会することにいたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。